

放課後子ども教室と放課後児童クラブとの比較表

事業名	放課後子ども教室推進事業（放課後子ども教室）	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
担当省庁	文部科学省	厚生労働省
目的	学校の余裕教室等を活用して、安全・安心して活動できる子どもの活動場所を確保し、地域と学校が連携・協働して学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供するものとする。これらの取組を通じて、子どもたちの社会性・自主性・創造性等の豊かな人間性を涵養するとともに、地域社会全体の教育力の向上を図り、地域の活性化や子どもが安心して暮らせる環境づくりを推進する。	児童福祉の観点から、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、児童厚生施設等の施設を利用して、適切な遊びや生活の場を与えて、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図る。
対象	小学校区内の全ての小学生	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童
開設日数 時間	開催日数：年間250日未満 開設時間：概ね15時～17時	開設日数：年間250日以上 開設時間：概ね15時～19時 学校休業日：7時～19時
実施場所	学校の余裕教室等の学校施設等	児童厚生施設等の施設、学校の余裕教室等の学校施設
事業内容	地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業	児童福祉法及び児童福祉法施行令に基づき、衛生及び安全が確保された設備を備えるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備え、それぞれの実態に応じて創意工夫を図り、質の向上と機能の充実に努め行う事業
支援員等	○地域コーディネーター：域内の地域学校協働活動等の総合的な調整を担う者 ○協働活動支援員：学習支援・体験・交流活動等のプログラムを中心に実施する者 ○協働活動サポーター：プログラムの実施のサポートや子どもたちの安全を管理する者	放課後児童支援員を、支援の単位ごとに2人以上配置（うち、1人を除き、補助員の代替可）